

小谷村同窓会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郷土愛の醸成とUターンのきっかけに寄与するため、村内で開催される同窓会に要する経費の一部に、予算の範囲内において、小谷村同窓会開催事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小谷村補助金等交付規則（昭和36年小谷村規則第16号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 小谷村内の小学校、中学校の教育施設をいう。ただし、廃校になった学校を含む。
- (2) 同窓会 同一の学校において卒業した者（在籍した者を含む。）を対象とし、学級又は学年の単位で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、同窓会の村内在住主催者とする。

2 年齢の制限は設けないものとする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 村内の飲食店又は宿泊施設（以下、「飲食店等」という。）で開催されるものであること。
- (2) 同窓会において、村が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。
- (3) 出席者は15人以上とする。ただし、学級又は学年で行う同窓会対象者が、40人に満たない場合は、3割以上の出席をもって、要件を満たすものとする。
- (4) 同窓会出席者の3割以上は村外に住所を有する者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、出席者1人あたりの経費の2分の1以内とし、1人あたり上限を3,000円とする。

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 開催の案内文書の作成及び送付に要した経費
- (2) 飲食店等に支払う同窓会開催に要した経費

(交付の申請)

第7条 申請者は、同窓会の開催予定日までに、小谷村同窓会開催事業補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 村長は、前条の規定により申請者から補助金の交付申請があったときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、小谷村同窓会開催事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該補助申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、申請事項の内容を変更しようとするときは、小谷村同窓会開催事業補助金変更申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(変更承認等)

第10条 村長は、前条の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、小谷村同窓会開催事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の額の変更を承認したときは、その額を変更することができる。

(概算払)

第11条 申請者の申請に基づいて、補助事業の遂行上村長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 申請者が概算払いを受けようとするときは、小谷村同窓会開催事業補助金概算払請求書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(補助金等の取消し又は減額)

第12条 村長は、申請者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は減額することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に付された条件を遵守しないとき。

(3) 事業を執行しないとき。

2 村長は、前項の規定により補助金を減額した場合、既に補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までに、小谷村同窓会開催事業補助金実績報告書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第14条 村長は、前条の規定により申請者から実績報告書が提出された場合は、速やかに事業内容を検査し補助金の確定の可否を決定し、小谷村同窓会開催事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 15 条 前条の規定による確定通知を受けた申請者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、小谷村同窓会開催事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を村長に提出しなければならない。ただし、交付金の全額が概算払されていた場合はこの限りでない。

2 概算交付を受けた後、事業の変更、中止、廃止が承認され、既交付額が変更後の交付決定額を超える場合は、超過する額について村長に返納しなければならない。

（補助金の交付）

第 16 条 村長は、前条の規定により補助事業者から補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所
氏名

印

小谷村同窓会開催事業補助金交付申請書

小谷村同窓会開催事業補助金の交付を受けたいので、小谷村同窓会開催事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 同窓会の名称

2 開催予定年月日 年 月 日

3 開催予定場所

4 交付申請額 金 円

5 出席予定者数 名（うち村外居住者 名）

6 添付書類

同窓会対象者名簿、同窓会出席予定者名簿、収支予算書、その他

(添付書類)

同窓会出席予定者名簿

N o .	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 7		
1 8		
1 9		
2 0		

同窓会出席者の合計 人
うち村外居住者 人

(添付書類)

收支予算書

収入の部

(単位：円)

[illegible]

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	説明
合計		

様式第 2 号（第 8 条関係）

小谷村同窓会開催事業補助金交付（不交付）決定通知書

小谷村指令 第 号
年 月 日

様

小谷村長

年 月 日付で申請のあった、 年度小谷村同窓会開催事業補助金 円を、次の条件を付して交付する。

（ 年 月 日付で申請のあった小谷村同窓会開催事業補助金は、交付しないこととなったので通知する。）

年 月 日

小谷村長

条件（不交付決定時には削除のこと）

- 1 交付された補助金は、当該事業以外に使用してはならない。
- 2 補助金額は、実績報告書に基づき算定し、確定するものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、小谷村補助金等交付規則（昭和 36 年小谷村規則第 16 号）に従うものとする。
- 4 事業完了後、すみやかに実績報告書を村長に提出すること。
- 5 事業は、当該事業に着手した日の属する年度の 3 月 31 日までに完了すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所
氏名

印

小谷村同窓会開催事業補助金変更申請書

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、小谷村同窓会開催事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 同窓会の名称
- 2 開催予定年月日 年 月 日
- 3 開催予定場所
- 4 交付申請額 金 円
- 5 出席予定者数 名（うち村外居住者 名）
- 6 添付書類
親睦会出席予定者名簿、収支予算書等の変更内容がわかるもの

様式第 4 号（第 10 条関係）

小谷村同窓会開催事業補助金変更承認（不承認）通知書

小谷村指令 第 号
年 月 日

様

小谷村長

年 月 日付で申請のあった、小谷村同窓会開催事業補助金の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

（ 年 月 日付で申請のあった小谷村同窓会開催事業補助金の変更については、承認しないこととなったので通知する。）

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式 5 号（第11条関係）

小谷村同窓会開催事業補助金概算払請求書

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付小谷村指令 第 号で補助金の額の交付決定
のあった 年度小谷村同窓会開催事業補助金を下記のとおり支払をしてく
ださい。

記

金 円

交付決定額 A	円
受領済額 B	円
今回請求額 C	円
残額 $A - B - C$	円

○振込先

金融機関 : _____

口座種類 : _____

口座番号 : _____

口座名義人 : _____

様式第 6 号（第 13 条関係）

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所
氏名

印

小谷村同窓会開催事業補助金実績報告書

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった同窓会を開催
しましたので、小谷村同窓会開催事業補助金交付要綱第 13 条の規定によ
り、次のとおり報告します。

記

1 同窓会の名称

2 開催実施年月日 年 月 日

3 開催場所

4 補助金交付決定額 金 円

5 出席者数 名（うち、村外居住者 名）

6 添付書類

同窓会出席者名簿、収支決算書、領収書及び請求明細書の写し
出席者が分かる集合写真、その他

(添付書類)

収支決算書

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減	備考
小谷村補助金				
参加費				
合計				

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減	備考
合計				

収支差引残

円

様式 7 号（第 14 条関係）

小谷村同窓会開催事業補助金交付確定通知書

小谷村達 第 号
年 月 日

様

小谷村長

年 月 日小谷村指令 第 号で交付決定した、 年度小
谷村同窓会開催事業補助金について、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第 8 号（第 15 条関係）

小谷村同窓会開催事業補助金交付請求書

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付小谷村達 第 号で補助金の額の確定のあった
年度小谷村同窓会開催事業補助金を下記のとおり支払をしてください。

記

金 円

交付確定額 A	円
受領済額 B	円
今回請求額 A - B	円

○振込先

金融機関 : _____

口座種類 : _____

口座番号 : _____

口座名義人 : _____